

## 乳幼児用ベッドおよびライターの販売にあたっては PSC マークの表示が必要です

8月21日、経済産業省が消費生活用製品試買テストの結果を公表しました(下記PDF参照)。

[https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/r4fypsc\\_shibai.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/r4fypsc_shibai.pdf)

今般公表された試買テスト結果は令和4年度に実施されたもので、

- ・乳幼児用ベッド
- ・携帯用レーザー応用装置
- ・乗車用ヘルメット
- ・石油ストーブ
- ・家庭用の圧力なべ・圧力がま

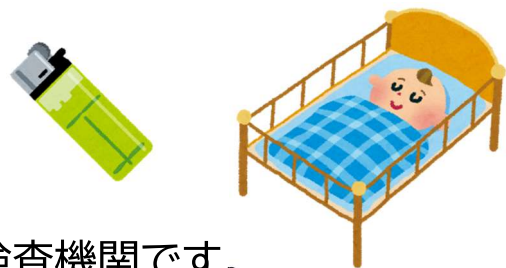
5品目、38機種について行われています。

このうち乳幼児用ベッドについては5機種についてテストが行われましたが、4機種について消費生活用製品安全法(消安法)の**技術基準に不適合**となり、うち3機種については同法が求める**PSCマークが表示されていない**との結果となっています。

消安法では、**乳幼児用ベッド、ライター、携帯用レーザー応用装置および浴槽用温水循環器の4品目について「特別特定製品」**に指定し、製造事業者および輸入業者は登録検査機関の適合性検査を受検し、適合証明書の交付を受け、同法が定める方式のPSCマークの表示が求められており、**表示のない製品は販売できない**ことになっています。

ブンカケンは

- ・乳幼児用ベッド
- ・ライター



上記2製品の消安法に基づく登録検査機関です。

消安法のPSCマーク制度、適合性検査等のご質問などがありましたら、お気軽にご相談ください。



お問合せ先  
一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)  
東京事業所 営業部 TEL:03(3829)2516  
E-Mail:[info@mgsi.or.jp](mailto:info@mgsi.or.jp)